

【事業の概要】

- ①相続人不存在の「特定空家等」に対し、市が利害関係人として相続財産管理人選任申立を実施
- ②相続人が不存在だが「特定空家等」ではない空家等に対し、どのような措置が可能か検討
- ③上記申立手続や検討の結果等をQ&A方式でまとめたマニュアルを作成

市が利害関係人となり、財産管理人制度を活用した事例



概要：所有者死亡、相続人不存在。
樹木が道路にはみ出している。
解体費等を加味しても予納金が戻ってくる額で売却できる可能性が高い。

＜市が利害関係人となる根拠＞

- 特定空家等であること
- 周辺の生活環境の保全を図るため、市が法的措置行う名宛人が必要であること

市が相続財産管理人選任の申立を実施

上記根拠が認められ、家庭裁判所が管理人を選任
現在は、選任された管理人が土地の売却に向けて手続中

成果物：マニュアル

＜主な内容＞

- 空き家所有者等の責任・所在調査、相続放棄の有無の調査
- 関係者への働きかけ
（隣地住民、相続放棄者、底地所有者、担保権者）
- 自治体による解決方法
- 財産管理人制度の概要・手続きについて
- 申立てにあたっての「利害関係」
- 選任後の手続きの流れ等
- 売却可能性について
- 事例報告

＜Q&A抜粋＞

- Q:1-3 空き家所有者等の所在が不明な場合、自治体としてどのように調査すればよいか。
- Q:3-9 空家法14条に基づく略式代執行を行った場合、その費用を相続財産から回収することはできるか。
- Q:6-3 特定空家等に該当する場合、略式代執行を行わずに財産管理人制度を利用できるか。